

静岡県告示第389号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年5月13日

静岡県知事 川勝平太

1 保安林の所在場所

静岡市清水区中河内字北沢1519の1・字北沢山1526（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字尾花谷津1534、1542の2、字東沢中1545の1の1（次の図に示す部分に限る。）、1546、1547の1、1548

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字北沢1519の1・字北沢山1526・字尾花谷津1542の2・字東沢中1545の1の1・1546・1547の1・1548（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、中部農林事務所及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）